

別記様式 1

会 議 録

会 議 の 名 称	第 2 回スポーツ振興審議会
開催日時	15 年 9 月 22 日(月)19 時 00 分から 21 時 00 分まで
開催場所	教育委員会 3 階会議室
出席者	渡邊会長、松島職務代理者、能智委員、柴山委員、伊藤委員、田口委員、鶴田委員、指田委員、蒲谷委員、(事務局) 富所課長、井上係長、新井主査、
議 題	(1) スポーツ施設使用料等の適正化について (2) スポーツ施設の使用方法について (3) 西東京市社会体育(スポーツ)関係団体に対する補助金に対する取扱について (4) その他
会議資料	事前配布資料 資料 1 西東京市使用料・手数料等の適正化に関する基本方針 資料 2 市内体育施設状況一覧 資料 3 西東京市総合体育館条例別表(第 5 条関係) 資料 4 西東京市スポーツセンター条例別表(第 7 条関係) 資料 5 近隣市との体育館使用料比較表 1.2 資料 6 減免基準近隣市比較表 資料 7 体育館事前申請等集計表(手続関係) 資料 8 体育館事前申請等集計表(使用料関係) 資料 9 西東京市社会体育(スポーツ)関係団体に対する補助金交付 要綱 資料 10 平成 15 年度西東京市社会体育(スポーツ)関係団体に対する 補助金交付決定額計算書 資料 11 平成 15 年度西東京市社会体育(スポーツ)関係団体に対する補助金交付申請書・補助対象事業計画書・団体に対する調 書 前回の会議録

会議内容	会議内容の要点記録
------	-----------

会長	これからスポーツ振興審議会を開催する。当初会議については、16日の予定が22日に変更になったことをお詫びする。
委員	新任の田口委員より自己紹介をする。
事務局	配布資料の確認をする。
会長	次に前回の会議録を確認する。特に問題がなければこれを承認する。
	本日の議題は、(1)スポーツ施設の適正化について (2)施設の使用方法について(3)平成15年度西東京市社会体育(スポーツ)関係に対する団体補助金について (4)その他
事務局	議事については、議題(1)(2)については、資料も沢山あり時間を要するため、最初に議題(3)の平成15年度西東京市社会体育(スポーツ)関係団体に対する補助金について最初に審議・意見を頂きたい。
	補助金に関する内容審査を、配布資料に基づき説明する。申請団体は、3団体である。1.西東京市水泳連盟申請額 82,500 円、2.西東京市ソフトボール協会申請額 50,000 円、3.子ども体操クラブ 65,250 円である。広く市民を対象にした事業であり必要経費が計上されており、補助対象が備わっている。1.西東京市水泳連盟補助対象額 165,000 円、2.西東京市ソフトボール協会補助対象額 100,000 円、3.子ども体操クラブ補助対象額 130,500 円である。補助算定は、補助対象経費額の 1/2、予算の範囲内ということで、3団体とも申請額を交付決定額としたいと考えている。
会長	只今の提案について、質問を受付けたい。
委員	子ども体操クラブの指導料が 60,000 円となっている。詳しく説明願いたい。
事務局	説明する前に資料の訂正をお願いしたい。補助金交付決定額計算書の対象事業の項目の中で「第24回ひまわり際」を「第24回ひまわり祭」に訂正をお願いしたい。
	講師料については、各1人ずつ 60,000 円、40,000 円、20,000 円となっている。それなりのネームバリューの人をお願いしていると聞いている。今後は、事業をする補助金の枠の中でやるとなれば、ある程度の基準を考えていきたい。
委員	予算残については、どうするのか。
事務局	不用額として扱うことになる。
委員	審判、消耗品、プログラムの中身不明。委員として意見出しづらい。
事務局	審議していただく中で、どの程度資料を出せるか今後検討したい。
会長	今年度申請が3件しかない。PR不足ではないか。
事務局	市民周知するため市報掲載については、今後検討したい。
会長	ほかに意見がなければ、事務局提案を承認あったものと認める。
事務局	議題に入る前に今回、スポーツ振興審議会が7月から発足しているが、スポーツ振興上、行政側の問題が何点かあるのでその辺のところを提示して資料の説明、本日急を要する課題について意見を頂ければと思っている。初めに課題として5点説明したい。資料がなく口頭で説明したい。
	新たな課題として、スポーツ振興の行政上の問題・課題点というと、本日の議題にもなっているが、施設の使用料の適正化について、これの発端については、ここで西東京市の使用料の適正化に関する考え方が西東京市使用料等審議会で平成15年4月に市長より諮問、4月から7月まで審議を経て答申された。本日資料を事前配布した資料である。本日説明したい。それを受けて西東京市使用料・手数料等の適正化に関する基本方針が示されているところである。スポーツ振興課として取組む項目としては、1点

事務局	目は、大枠として使用区分の是正、スポーツセンターと総合体育館の使用区分の違いがあるということである。市民に対してスポーツの場所を提供する中で若干違いが出ている。減免・免除制度に若干ばらつきが出ている。減免について、今後検討していきたいと考えている。 市体育館の建替えとして、田無庁舎横の市体育館が老朽化したため、昨年基本設計をして、現在、実施設計をしているところである。建替予定は、16年・17年で建替えを行い、18年で開設というような日程で進んでいる。今、建替えに伴い市体育館の使用料については、有料化の方向で進んでいるが、その市体育館を含めて体育施設の使用料等の検討は、今後大きな課題と思っている。 2点目は、体育施設の事前申請基準の見直し、具体的には、体育協会又は市民団体が市民のための大会を行うときは、事前申請を行なっている。その基準についても今後見直しが必要である。 3点目は、スポーツ振興計画の策定。これは、新市としてスポーツ振興計画を持っていないので策定については、今後考えていく。その辺については、西東京市の基本構想・計画が9月市議会で審議されているところである。基本構想が決まれば、その中で予定されているものである。具体的に言えば、基本構想については、16年から10年間。平成25年を目標年度としている。それに付随して基本計画案、それぞれがどういう事業を計画しているかであるが、16年から25年の10年間として、後半の21年から25年の5年間は、改めて見直すと言うことを示しながら議会で審議を受けているところである。基本計画をより具体的に示すのが実施計画である。これは、毎年度3年間を期間としてローリングするということで、基本計画と別に計画している。スポーツ振興計画の策定は、議会で審議されている総合計画に入っているので本議会で議決された場合、16年度予算で実施計画の中で予算をつけて具体化していくことになる。スポーツ振興計画の策定の1つの考え方として、スポーツに対して市民の意向調査であるが、総合計画の中では、1部やっているが、スポーツに関しての意向調査は、実施していないので実施する予定で考えている。市民の意向調査を受けて平成17年度にスポーツ振興計画の策定をすると考えている。策定方法は、市民参加条例があるので市民参加を求められる。スポーツ振興策定審議会を立ち上げてそこが基本になり、下部組織として検討委員会を作り市民の意見を受け入れていくという形で行きたい。それでは、スポーツ振興委員会の関わりは、先ほど説明したスポーツ振興計画策定委員会が立ち上がれば、それとの両輪的なスポーツ振興計画の進行管理ができる。そのような位置付けの中でやって頂ければと考えている。当然、スポーツ振興計画策定委員会の委員にもスポーツ振興審議会委員も関わって頂ければと考えている。そのように体系化されるのかと思っている。今それぞれの各分野で基本計画が策定されているところである。 4点目として、新しい市体育館の管理・運営方法について、スポーツ振興審議会の意見を聞き、施設の利用方法、具体的には、開館時間、各施設の使用方法等について意見を頂ければと考えている。特に新体育館は、田無庁舎・田無駅に近いということもあり、市体育館を建替える基本設計の中で、市議会等の意見を含めて体育施設と展示ができる施設を併設することが考えの中で基本設計が終了している。そのことを受けて今、実施設計が進んでいるところである。スポーツ振興審議会の意見を伺うのは、
-----	---

事務局	管理・運営面、今後どうしていくのかということである。特に特殊な施設としては、市の3階に作る多目的ホールという施設である。280 m²である。1つのフロアとして使うとすれば、420 m²になる。多目的ホールは、一つの目的として、芸術活動の展示ホール、社交ダンス、フォークダンス等として使えるホールである。体育と文化の両方使える施設。特殊性があるが、そのような施設を併設している施設である。スポーツ振興審議会に意見を聞きたいのは、多目的ホールの使い方、社交ダンスが使う部分が比較的多いとほかの施設の使用は、どうなのかということ。そのようなことも今後、スポーツ振興審議会でも意見を伺いたい。施設の概要として考えると、駅に近い利便性を考えている。最近の傾向として、冷暖房を望まれる人が多い傾向がある、スポーツ環境を整える意味で冷暖房を備えた施設である。使用料については、当然有料化。なおかつ、スポーツセンターと兼ね合いのある料金化。その辺についても、スポーツ振興審議会でも意見をお願いしたいと考えている。 5点目は、体育施設の文化・スポーツ財団への統合、これについては、以前からスポーツ振興審議会の中で意見をきいているところである。ここで新たに出てきたのは、本年6月13日地方自治法の一部改正があり、改正される法律が公布されて、9月2日施行されたこと。そのことにより、公の施設の管理のあり方が変更されたことである。今までの経過としては、旧保谷市のスポーツ施設は、文化・スポーツ財団で管理している。旧田無地区の体育施設は、教育委員会直営で運営している。合併後についても1市2制度制の管理運営方式を行ってきたところであるが、平成14年11月に平成16年4月を目途に文化・スポーツ財団で管理を委託する方針が示されたので準備してきていたところであるが、地方自治法の一部改正されたことで状況の変化があった。文化・スポーツ財団に移管していくということは、平成14年10月にスポーツ振興審議会では、合併後の緊急を要する施策の緊急かつ重要な個別課題についての提言を頂いているところであるが、提言の中でスポーツ振興における文化・スポーツ財団の活用の中で旧田無地区のスポーツ施設を施設の運営管理を市民サービスの観点から行うべきと意見を頂いているところである。その方針に添っていま準備しているところであるが、状況の変化があった。改正前の管理委託制度は、地方公共団体が出資している法人に公共団体は委託することができることになっていた。改正後については、指定管理者制度が新たに出てきた。当該地方公共団体が指定するものには、法の施設を管理させることができる。先程の法人、公共団体だけでなく民間事業者も指定管理者になることができることと大幅な変化となった。これについては、市の方も公益法人等に委託しているのは、スポーツ事業又は社会福祉協議会に委託している事業もある。今後どのような方法で市が指定管理者を選ぶかを検討していくことがある。これについては、1年延伸して条件整備して17年度当初に委託をかけることが、市の方針で決定している。今後の日程は、9月に使用料の考え方、使用料の減免、又は体育協会等の事前申請の基準の見直しの考え方を9月に全部行えないと思うので、10月までに意見を聞き纏めていきたいと考えている。10月以降については、使用料の減免、市の体育館の管理運営方法について意見を聞きたいと考えている。諮問・答申のような形はできないと思うので、提言とかで意見を聞きたい。現在、実施設計が進んでいるところであるが、スポーツ振興審議会に意見を聞きたいのは、多目的ホールの使い方、社交ダンスでの使い勝手など、12月から3月には、文化・スポーツ財団への統合。スポーツ振興計画の策定の基本的な考え方。
-----	---

事務局	これは、予算編成の実施計画の中で予算化されて来年度実施できるというような方向性がでる中で意見を聞きたいと考えている。使用料の考え方についても先ほど市の体育館の建替という中で具体的には調整するものです。18年4月開設を予定しているため、使用料の調査研究を進めて行く。具体的には、使用料を有料化することになると条例制定が市議会が必要になる。想定されるのが平成17年9月か12月の定例会を予定している。あと2年先ということであるが、条例制定の準備を全部整えるとなると教育委員会へ17年の早い時期に手続きが必要になる。数ヶ月早く教育委員会へ提案・議決を経ることになる。来年1年かけてスポーツ振興審議会には、西東京市の体育施設の全般について、ある程度の素案を提出し使用料についての考え方の意見を聞き検討し、使用料等審議会へかけて行くことになる。後日、この辺についてプリントを作成したいと考えている。考え方だけ説明させて頂いたので理解願いたい。 議題について、説明させて頂く。 (1) スポーツ施設使用料等の適正化について 各議題については、本日意見は頂けないと思うので、内容的には時間内で資料1～6に基づき骨子を説明する。(省略) (1) スポーツ施設の使用方法について説明する。 資料7 体育館事前申請等集計表(手続関係) 資料をもとに現状を説明する。当然大会になると日曜日になる。市が主催する市の総合体育大会、9月から年末にかけて主催する大会である。当然事前確保して大会日程を入れておく。文化・スポーツ財団に委託している事業も事前申請になる。それから体育協会並びに体育協会加盟する団体に制限なく認めていくとなると年間を通して、土曜日は少ないと思うが・日曜日については、ほとんど大会で埋まっている。そのような苦情が市民或いは、市民団体からでている。例えば、テニスコートなど個人で利用しようとするとうと利用できないことが多くなる。というような問題提言が市民から出されている。この辺については、市民懇談会を通じてだいたい意見が強く出ているので、スポーツ振興審議会で意見を頂きたいと思っている。 資料8 体育館事前申請等集計表(使用料関係) 事前申請を認めた大会は、現在、使用料を徴収していない現状である。その他詳細は省略。 ①総合体育館の区分変更については、早急に意見を頂きたいと考えている。②減免については、原則減免はしないという方針が出されている中で、減免がないところから80%まであるので、意見を頂きたいと考えている。③体育施設の予約申請は、継続するが、無制限・回数制限をするのかその辺のところの意見を頂きたい。
会長	時間の関係で、次回の定例会で委員から意見をまとめていきたいと思う。